

放送のインターネット同時配信等に関する提言

令和2年6月30日
自由民主党 政務調査会

1. はじめに

放送コンテンツを巡っては、放送とインターネット配信の融合や放送の同時配信等が進む中、著作権の権利処理の円滑化は急務となっており、政府を挙げて取り組むべき重要課題である。

しかしながら、平成30年6月の閣議決定「規制改革実施計画」において、「著作権制度の在り方についての必要に応じた見直しは平成31年度措置」とあるところ、具体的な措置がなされていないことは遺憾である。

自由民主党知的財産戦略調査会・デジタル社会実現に向けての知財活用小委員会において、各省庁・規制改革推進会議・放送事業者・権利者等からヒアリングを実施したところ、当初は改革全体像が明示されておらず、また、提案省庁や検討省庁の役割分担が不透明であり、具体的な検討に至らず、また、意思疎通も十分になされていない現状が明らかとなった。

については、早急に求める改革案を確定させたいと、与党に審査を求めることとし、以下のとおり提言を行う。

2. 議論の対象

具体的に議論すべき内容については

1. 放送のインターネット同時配信等
 2. 拡大集中許諾制度等
 3. 孤児著作物の裁定制度および、協議が整わない場合の裁定制度
- の3点である。特に、インターネットの同時配信等を著作権法上、放送と同等に扱うことについては丁寧に議論を行うこと。

3. 求めること

総務省は、地方局を含めた放送業界としての現状の課題とその原因を基に、要望を具体的に取りまとめることを求める。

その上で、総務省とりまとめ案について、総務省及び文化庁が共同して、アウトサイダーを含む権利者や関係者等から意見聴取を行った上で、上記1, 2, 3のそれぞれについて検討、結論を得る。

出来上がった各々の結論については、文化庁において再度権利者や関係者等からの合意を得たいと、著作権等に係る法的な検討を行い、優先度の高いものから順次制度設計を行い、法案概要を作成すること。

取りまとめに当たっては以下の日程で行い、随時与党への報告・審査を求める。

上記1、3については、次期通常国会での法案成立を目指す。

- ・総務省におけるとりまとめ案・・・令和2年8月末
- ・総務省・文化庁における検討・結論・・・令和2年10月末
- ・文化庁における制度設計及び法案概要の作成・・・令和2年12月末

上記2については、1、3を優先的に措置した上で、改めて可否を明らかにする。
(令和3年中)

4. 特に注意を要する点

とりまとめ及び法案の策定を行う際には、以下の点に十分配慮を行うこと

- ・国際条約との整合性
- ・放送法との関係（放送法上の放送の定義等）
- ・放送のインターネット同時配信等の範囲明確化（同時配信、追っかけ配信、見逃し配信）
- ・「ふたかぶせ」の現状とその原因の追究（著作権者の意見聴取を含む）
- ・改革実施後の権利者の権利の尊重
- ・これまでの規制改革推進会議・文化庁の議論

(以上)